

○国家公安委員会規則第 号

警察法施行令（昭和二十九年政令第五百一十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年 月 日

国家公安委員会委員長 坂井 学

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第二条 「1～4 略」</p> <p>5 この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。）及び重要経済安保情報（重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六年法律第二十七号）第三条第一項に規定する重要経済安保情報をいう。以下同じ。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>（特定秘密である情報又は重要経済安保情報である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第三十二条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づ</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 「1～4 同上」</p> <p>5 この規則において「秘密文書」とは、特定秘密（特定秘密の保護に関する法律（平成二十五年法律第八号）第三条第一項に規定する特定秘密をいう。）以外の公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要する行政文書（特定秘密である情報を記録する行政文書を除く。）をいう。</p> <p>（特定秘密である情報を記録する行政文書の管理）</p> <p>第三十二条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令（平成二十六年政令第三百三十六号）、特定秘密の指定及び解除並びに適性評価の実施に関する統一的な運用を図るための基準（平成二十六年十月十四日閣議決定）及び特定秘密の保護に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における特定秘密の保護に関する規則（平成二十六年国家公安委員会規則第十一号）に基づ</p>

づき管理するものとする。

2||

重要経済安保情報である情報を記録する行政文書については、この規則で定めるもののほか、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律、重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令（令和七年政令第二十六号）、重要経済安保情報の指定及びその解除、適性評価の実施並びに適合事業者の認定に関し、統一的な運用を図るための基準（令和七年一月三十一日閣議決定）及び重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律施行令第十一条第一項の規定に基づき定められた国家公安委員会における重要経済安保情報の保護に関する規則（令和七年国家公安委員会規則第八号）に基づき管理するものとする。

管理するものとする。
「項を加える。」

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この規則は、令和七年五月十六日から施行する。